

行政書士栗山事務所より 建設業法改正のご案内

令和7年2月より

技術者の専任配置・特定建設業が必要な工事の
金額が上がります

■特定建設業の許可 & 施工体制台帳作成が必要な下請金額
5,000万円（建築一式8,000万円）以上

■主任技術者・監理技術者の[専任配置]が必要な請負金額
4,500万円（建築一式9,000万円）以上

■下請の主任技術者の配置が免除される特定専門工事の下請金額
4,500万円以下

※特定専門工事とは鉄筋工事・型枠工事のこと

受注できる工事の幅が広がります！

特定建設業許可等の金額要件の見直し

（建設業法施行令第2条、第7条の4、第27条、第30条）

金額要件	改正前	改正後
特定建設業許可を要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円) ※1	5,000万円 (8,000万円) ※1
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円) ※2	5,000万円 (8,000万円) ※2
専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限	4,000万円 (8,000万円) ※2	4,500万円 (9,000万円) ※2
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限	4,000万円	4,500万円

※1 建築工事業の場合 ※2 建築一式工事の場合